

改正内容	新（改正後）	旧（現行）																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領（港湾漁港編）	土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領（港湾漁港編）																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	制 定 平成31年3月28日30企技第1551号 一部改正 令和元年9月27日元企技第758号 一部改正 令和3年9月28日3企技第808号	制 定 平成31年3月28日30企技第1551号 一部改正 令和元年9月27日元企技第758号																																																																																																																																																																																																																																																																																										
3 対象工事 規定を修正	3 対象工事 土木工事標準積算基準 第I編総則 第2章工事費の積算 ②間接工事費 2. 共通仮設費の工種区分が、「港湾・漁港工事」、「海岸工事（港湾・漁港に関わる海岸）」、「港湾・漁港構造物工事・海岸工事」を適用する工事を対象とする。	3 対象工事 土木工事標準積算基準 第I編総則 第2章工事費の積算 ②間接工事費 2. 共通仮設費の工種区分が、「港湾・漁港工事」、「海岸工事（港湾・漁港に関わる海岸）」、「港湾・漁港構造物工事・海岸工事」を適用する工事を対象とする。 なお、海上工事は対象としない。																																																																																																																																																																																																																																																																																										
5 工事費の補正 規定を修正 係数の追加 表の修正	5 工事費の補正 (1) 週休2日の実施による工事費については、各経費に下表の補正係数を乗じるものとする。 ただし、工場製作に要する費用、見積により機労材一式の施工単価については補正の対象としない。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">労務単価</td> <td style="text-align: center;">機械経費（賃料）</td> <td style="text-align: center;">共通仮設費</td> <td style="text-align: center;">現場管理費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補正係数</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> <td style="text-align: center;">1.02</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> </tr> </table> (2) 港湾工事市場単価については、下記のとおり補正を行う。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価の構成</th> <th colspan="2">構 成 比</th> <th rowspan="2">市場単価補正係数</th> </tr> <tr> <th>機械</th> <th>労務</th> <th>材料</th> <th>機械</th> <th>労務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 底面工</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>0.00</td><td>0.70</td><td>0.30</td><td>1.04</td></tr> <tr><td>2 マット工</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>0.00</td><td>0.10</td><td>0.90</td><td>1.01</td></tr> <tr><td>3 支保工</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>0.00</td><td>0.90</td><td>0.10</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>4 足場工</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>0.00</td><td>0.50</td><td>0.50</td><td>1.03</td></tr> <tr><td>5 鉄筋工</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>0.00</td><td>1.00</td><td>0.00</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>6 吊鉄筋工</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>0.00</td><td>1.00</td><td>0.00</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>7 型枠工</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>0.00</td><td>0.80</td><td>0.20</td><td>1.04</td></tr> <tr><td>8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>0.20</td><td>0.80</td><td>0.00</td><td>1.04</td></tr> <tr><td>コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>0.00</td><td>1.00</td><td>0.00</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>9 止水板工</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>0.00</td><td>1.00</td><td>0.00</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>10 上蓋工</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>0.00</td><td>1.00</td><td>0.00</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>11 伸縮目地工</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>0.00</td><td>0.50</td><td>0.50</td><td>1.03</td></tr> <tr><td>12 係船柱取付</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>0.00</td><td>1.00</td><td>0.00</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>13 防舷材取付</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>0.00</td><td>1.00</td><td>0.00</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>14 車止・縁金物取付</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>0.00</td><td>1.00</td><td>0.00</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>15 係船柱撤去</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>0.10</td><td>0.90</td><td>0.00</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>16 防舷材撤去</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>0.00</td><td>1.00</td><td>0.00</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>17 車止撤去</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>0.10</td><td>0.90</td><td>0.00</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>18 電気防食取付</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td><td>補正しない</td></tr> <tr><td>19 防砂目地板取付工(陸上施工)</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>0.00</td><td>1.00</td><td>0.00</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>20 防砂目地板取付工(水中施工)</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td><td>補正しない</td></tr> <tr><td>21 吸出し防止工(陸上施工・海上施工)</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td><td>補正しない</td></tr> <tr><td>22 港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>0.00</td><td>0.70</td><td>0.30</td><td>1.04</td></tr> <tr><td>23 ペトログラム被覆</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td><td>補正しない</td></tr> <tr><td>24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工)</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>0.00</td><td>0.90</td><td>0.10</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td><td>補正しない</td></tr> <tr><td>26 かき落とし工</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td><td>補正しない</td></tr> <tr><td>27 汚濁防止膜設置・撤去・移設</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td><td>補正しない</td></tr> <tr><td>28 汚濁防止膜設置・撤去</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td><td>補正しない</td></tr> <tr><td>29 灯浮標設置・撤去</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td><td>補正しない</td></tr> <tr><td>30 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td><td>補正しない</td></tr> <tr><td>汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td><td>補正しない</td></tr> </tbody> </table>		労務単価	機械経費（賃料）	共通仮設費	現場管理費	補正係数	1.05	1.04	1.02	1.03	工 種	市場単価の構成			構 成 比		市場単価補正係数	機械	労務	材料	機械	労務	1 底面工	×	○	○	0.00	0.70	0.30	1.04	2 マット工	×	○	○	0.00	0.10	0.90	1.01	3 支保工	×	○	○	0.00	0.90	0.10	1.05	4 足場工	×	○	○	0.00	0.50	0.50	1.03	5 鉄筋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05	6 吊鉄筋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05	7 型枠工	×	○	○	0.00	0.80	0.20	1.04	8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	○	○	×	0.20	0.80	0.00	1.04	コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05	9 止水板工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05	10 上蓋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05	11 伸縮目地工	×	○	○	0.00	0.50	0.50	1.03	12 係船柱取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05	13 防舷材取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05	14 車止・縁金物取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05	15 係船柱撤去	○	○	×	0.10	0.90	0.00	1.05	16 防舷材撤去	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05	17 車止撤去	○	○	×	0.10	0.90	0.00	1.05	18 電気防食取付	○	○	○	---	---	---	補正しない	19 防砂目地板取付工(陸上施工)	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05	20 防砂目地板取付工(水中施工)	○	○	×	---	---	---	補正しない	21 吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	○	○	×	---	---	---	補正しない	22 港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	×	○	○	0.00	0.70	0.30	1.04	23 ペトログラム被覆	×	○	×	---	---	---	補正しない	24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工)	×	○	○	0.00	0.90	0.10	1.05	25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	×	○	○	---	---	---	補正しない	26 かき落とし工	×	○	×	---	---	---	補正しない	27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	○	○	×	---	---	---	補正しない	28 汚濁防止膜設置・撤去	○	○	×	---	---	---	補正しない	29 灯浮標設置・撤去	○	○	×	---	---	---	補正しない	30 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	○	○	×	---	---	---	補正しない	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	○	○	×	---	---	---	補正しない	5 工事費の補正 (1) 週休2日の実施による工事費については、労務費に下表の補正係数を乗じるものとする。 ただし、港湾5職種（高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員）および港湾5職種の労務単価を準用する潜水世話役、船団長の労務単価については補正の対象外とする。 また、土木工事市場単価や土木工事標準単価については、労務費及び機械経費の内訳が不明であるため、当該補正を行わない。 さらに、工場製作に要する費用 _____ については補正の対象としない。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">4週8休以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">労務費</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> </tr> </table> (2) 港湾工事市場単価については、下記のとおり補正を行う。 ただし、補正対象外職種が含まれる工種の補正は行わない。		4週8休以上	労務費	1.05
	労務単価	機械経費（賃料）	共通仮設費	現場管理費																																																																																																																																																																																																																																																																																								
補正係数	1.05	1.04	1.02	1.03																																																																																																																																																																																																																																																																																								
工 種	市場単価の構成			構 成 比		市場単価補正係数																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	機械	労務	材料	機械	労務																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1 底面工	×	○	○	0.00	0.70	0.30	1.04																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2 マット工	×	○	○	0.00	0.10	0.90	1.01																																																																																																																																																																																																																																																																																					
3 支保工	×	○	○	0.00	0.90	0.10	1.05																																																																																																																																																																																																																																																																																					
4 足場工	×	○	○	0.00	0.50	0.50	1.03																																																																																																																																																																																																																																																																																					
5 鉄筋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05																																																																																																																																																																																																																																																																																					
6 吊鉄筋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05																																																																																																																																																																																																																																																																																					
7 型枠工	×	○	○	0.00	0.80	0.20	1.04																																																																																																																																																																																																																																																																																					
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	○	○	×	0.20	0.80	0.00	1.04																																																																																																																																																																																																																																																																																					
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05																																																																																																																																																																																																																																																																																					
9 止水板工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10 上蓋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05																																																																																																																																																																																																																																																																																					
11 伸縮目地工	×	○	○	0.00	0.50	0.50	1.03																																																																																																																																																																																																																																																																																					
12 係船柱取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05																																																																																																																																																																																																																																																																																					
13 防舷材取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05																																																																																																																																																																																																																																																																																					
14 車止・縁金物取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05																																																																																																																																																																																																																																																																																					
15 係船柱撤去	○	○	×	0.10	0.90	0.00	1.05																																																																																																																																																																																																																																																																																					
16 防舷材撤去	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05																																																																																																																																																																																																																																																																																					
17 車止撤去	○	○	×	0.10	0.90	0.00	1.05																																																																																																																																																																																																																																																																																					
18 電気防食取付	○	○	○	---	---	---	補正しない																																																																																																																																																																																																																																																																																					
19 防砂目地板取付工(陸上施工)	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05																																																																																																																																																																																																																																																																																					
20 防砂目地板取付工(水中施工)	○	○	×	---	---	---	補正しない																																																																																																																																																																																																																																																																																					
21 吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	○	○	×	---	---	---	補正しない																																																																																																																																																																																																																																																																																					
22 港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	×	○	○	0.00	0.70	0.30	1.04																																																																																																																																																																																																																																																																																					
23 ペトログラム被覆	×	○	×	---	---	---	補正しない																																																																																																																																																																																																																																																																																					
24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工)	×	○	○	0.00	0.90	0.10	1.05																																																																																																																																																																																																																																																																																					
25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	×	○	○	---	---	---	補正しない																																																																																																																																																																																																																																																																																					
26 かき落とし工	×	○	×	---	---	---	補正しない																																																																																																																																																																																																																																																																																					
27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	○	○	×	---	---	---	補正しない																																																																																																																																																																																																																																																																																					
28 汚濁防止膜設置・撤去	○	○	×	---	---	---	補正しない																																																																																																																																																																																																																																																																																					
29 灯浮標設置・撤去	○	○	×	---	---	---	補正しない																																																																																																																																																																																																																																																																																					
30 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	○	○	×	---	---	---	補正しない																																																																																																																																																																																																																																																																																					
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	○	○	×	---	---	---	補正しない																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	4週8休以上																																																																																																																																																																																																																																																																																											
労務費	1.05																																																																																																																																																																																																																																																																																											

改正内容	新（改正後）	旧（現行）
<p>5 工事費の補正 規定の追加</p>	<p>(3) 標準単価については、「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。</p>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
<p>7 受注者の取組内容 規定の修正</p>	<p>7 受注者の取組内容 (7) 受注者は週休2日の実施により行われた4週8休の補正を下請負契約にも反映させるものとする。</p>	<p>7 受注者の取組内容 (7) 受注者は週休2日の実施により行われた労務費の補正を下請負契約にも反映させるものとする。</p>
<p>9 事務手続きについて 規定の修正</p>	<p>9 事務手続きについて (1) 積算関係 (ア) 当初設定工期は標準工期とする。 (イ) 掲示板の設置費用については、物価本の「工事標示板」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。 (ウ) 発注者指定型においては、当初積算時に4週8休の補正を計上する。 (2) 設計変更 発注者は受注者の週休2日の達成状況を確認し、以下のとおり設計変更を行う。 (ア) 受注者希望型の場合、4週8休以上の現場閉所が確認された場合は4週8休の補正を行う。 (イ) 発注者指定型の場合、4週8休以上の現場閉所が確認された場合は当初積算時の補正を引き続き適用する。なお、4週8休以上の現場閉所を確保できなかった場合は当初積算時の補正を減額する。</p>	<p>9 事務手続きについて (1) 積算関係 (ア) 当初設定工期は標準工期とする。 (イ) 掲示板の設置費用については、物価本の「工事標示板」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。 (ウ) 発注者指定型においては、当初積算時に労務費の補正を計上する。 (2) 設計変更 発注者は受注者の週休2日の達成状況を確認し、以下のとおり設計変更を行う。 (ア) 受注者希望型の場合、4週8休以上の現場閉所が確認された場合は労務費の補正を行う。 (イ) 発注者指定型の場合、4週8休以上の現場閉所が確認された場合は当初積算時の補正を引き続き適用する。なお、4週8休以上の現場閉所を確保できなかった場合は当初積算時の補正を減額する。</p>
<p>13 附則</p>	<p>13 附則 この要領は、平成31年4月1日以降に起工する工事から適用する。 この要領は、令和元年10月1日以降に起工する工事から適用する。 この要領は、令和3年10月1日以降に起工する工事から適用する。</p>	<p>13 附則 この要領は、平成31年4月1日以降に起工する工事から適用する。 この要領は、令和元年10月1日以降に起工する工事から適用する。</p> <hr/>